平成２２年（フ）第７６２号
神奈川県秦野市緑町７番17号
債務者　松本由紀子（旧姓龍）
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７６５号
神奈川県愛甲郡愛川町半原3831番地の30
債務者　浪川てるみ
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７９５号
神奈川県愛甲郡愛川町半原1672番地の３
債務者　古座野祐子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６０４号
新潟市東区幸栄３丁目12番16号、前住所新潟市東区粟山２丁目12番６号
債務者　佐藤　義人
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７５号
新潟県新発田市西宮内110番地
債務者　宮住　美保
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１６３号
新潟県村上市山居町２丁目９番９号
債務者　三浦　政行
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第４６６号
愛知県江南市高屋町西町54番地　アビデ西町101号
債務者　エリナ施療院江南店こと　井手　孝悦
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第７６号
京都府南丹市園部町小山東町今北18番地８、申立時の住所京都府亀岡市余部町天神又30番地５
債務者　豊西　由衣
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第３６９号
香川県高松市檀紙町2296番地　市住23―150
債務者　花澤　邦雄
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３７９号
香川県東かがわ市三殿710番地３
債務者　田中　桜子（旧姓赤澤）
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前11時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４０５号
香川県高松市木太町2195番地サーパス木太104号室
債務者　野村　敦子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２３７号
宮城県大崎市古川桜ノ目字飯塚江15番地１
債務者　佐々木弘典
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第３６０号
山形県天童市交り江４丁目７番14―６号　交り江荘201号、前住所山形県天童市大字蔵増乙538番地の１
債務者　黒沼美智子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４８９号
埼玉県越谷市大字平方1859番地９
債務者　清水千恵子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６２４２号
大阪府東大阪市長田中２丁目１番24―２Ａ号
債務者　下野間隆志
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７９４号
大阪府大東市灰塚５丁目14番32号
債務者　山西　幹夫
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９３４号
大阪府枚方市村野南町２番10―309号
債務者　竹内　美香
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部